

西海市教育委員会（令和2年第10回定例会）会議録

期 日：令和2年11月25日（水） 午前9時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、寺本 温、川南 まつみ、村山 みほ

出席者：教育次長 山口 英文、教育総務課長 田口 春樹

学校教育課長 楠本 正信、社会教育課長 岩永 勝彦

こども課長 浅山 康成

教育総務課 課長補佐 森下 直也、浦辺 収

学校教育課 参事 梅木澤 泰江

社会教育課 課長補佐 堤 猛、篠原 真樹

こども課 課長補佐 岸下 泉

大島幼稚園 主査（幼稚園教諭） 山下 栄子

書記 林 大樹

傍聴者：なし

1. 開会

○教育長

ただいまから、第10回定例会教育委員会を開会いたします。

2. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

3. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に寺本委員、村山委員を指名いたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

第2回西海市総合教育会議

崎戸地区行政区長会

第1回文化財保護審議会

岡本泰彰展見学

西彼中学校野球部優勝報告会

ホゲット石鍋製作遺跡見学
自衛隊長崎地方協力本部隊来庁
西彼中学校研究発表会
九州地区高等学校野球大会 大崎高校野球部応援
西彼杵高校文化祭「西瀧祭」
九州地区高等学校野球大会 大崎高校野球部応援
大島東小学校計画訪問
長崎県中学校総合体育大会 駅伝競走大会
校園長会
ときわ台小学校計画訪問
校長中間面談
学びの土台づくり授業研究会
教頭会研修会
第7回部長会
大崎高校野球部優勝報告
リモート会議デモンストレーション

5. 議事

日程第1 「議案第54号 令和元年度西海市教育委員会自己点検・評価について」

○教育長

日程第1 第8回定例会からの継続審議である「議案第54号 令和元年度西海市教育委員会自己点検・評価について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

第8回定例会からの継続審議である本議案ですけれども、今回は2名の学識経験者による所見を加えて提案させていただいております。なお、修正等がいくつかございますので、教育総務課長から説明させていただきたいと思っております。

○教育総務課長

お手元の自己点検・評価報告書をご覧ください。9月の定例教育委員会の際、各委員からご意見をいただきました。それを各担当部署に持ち帰りまして、1点だけ修正をさせていただきましたので、その内容についてご報告をさせていただきたいと思っております。報告書の41ページをご覧ください。下段になります。いつでもどこでも学べる生涯学習の推進ということで、主要事業につきましては、図書館ネットワークの整備、この中の課題・方向性のところでご意見をいただいております。具体的なご意見としましては、市民への周知ですね、その具体的な方法を記載すべきではないかということで、寺本委員からご意見をいただいたところです。社会教育課で検討いたしまして、市のウェブサイトであるとか、あるいは広報誌を通じて行うという具体的な方法を記載したところです。前回の提案内容からの修正点につきましては、以上、1点のみの修正ということにさせていただいております。以上です。

○教育長

ただいま、議案第54号の説明がありました、質疑ありませんか。

○北島委員

今後の参考ということで聞いていただければと思います。3点あるのですが、48ページ下段の家庭の教育力の向上ということで、家庭教育講座開設数が指標としてあります。この開設数に対してBということですが、その指標の捉え方として、数字として見た時に、市内の校区はいくつもあるわけで、これがどのように展開されているのか。もしかしたらやりやすい校区で2回行って、この3回とか4回の中にダブルでカウントされているということもあるのかな、と考えた時に、今後の指標として、地域をカバーしていこうと、例えば何年間かけて、全地域でこういった活動をしていきたいというのが教育委員会として目指すところかなと思うんですね。数もさることながら、それぞれ満遍なくといいますか、市内全域に対してですね、働きかけを計画的にお願いしたいなと思っております。今後の参考にいただければと思います。

それから、60ページの下段ですね。さいかい市民ミュージアムの創設を成果指標に、講座等の発信をするなど広報について触れてあるのですが、これについて今、議論の方向性というのは、何か出ているものなのか。中間目標値であるミュージアム準備室の設置も来年度となっておりますので、教えてください。

それから、最後3つ目ですが、66ページの上段です。活力あるスポーツの振興のところで、指標としては、21団体の継続となっておりますが、課題・方向性の中で未加入の団体へ加入を促進するとしております。ここを継続するのはどうなのかなというのがあって、これについては、実際、どの程度未加入の団体があるのか教えていただいた上で、今後のアプローチはどうされるのか、また、目標値についても継続のままでいいのかどうか、この辺のところをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○教育総務課長

まず1点目の指標の考え方につきましては、これまでは教育振興基本計画の施策体系に立ったところで指標の設定をしているということでご説明をしているかと思っております。実際市内の状況の変化であったり、時代の変化というんですかね、例えば本課で取り組んでいるような、GIGAスクールであるとか、こういったところが教育振興基本計画を策定した時には、まだ予定がされていなかったところになります。コロナ渦の対応という形で急遽出てきたところなんですけど、成果指標についても現状と合わない部分については、これまでのご指摘をいただいたところもあります。例えば、56ページを開いていただいでよろしいでしょうか。安心して学べる教育環境の構築について、本課で対応している部分ですが、学校の温暖化対策ということで、ここの成果指標については、本来であれば、上段の平成30年度のように、12校のうち3校整備済みという形にしているところですが、振興計画の策定時はエアコンの整備までは難しいだろうということで、教室内に空気を循環させる扇風機を付けるという計画でした。そういったところで12校中3校としていたところなんですけど、これについても、全国的な温暖化対策を加速させるという流れもありまして、本市においても、普通教室についてはエアコンを整備するという計画に変わっているところなんです。そういったところを分かりやすくするためにエアコンの表記については、括弧書きとして表記させていただいているところなんです。指標として設定をしているものでも現状と合わないところがあります。来年度、教育振興基本計画の見直しの年度になっておりますの

で、その中で、現状に合うような指標の設定を検討しなければいけないというふうに考えております。2点目と3点目については社会教育課から答弁をしてもらいたいと思います。

○社会教育課長

まず、48ページですね。家庭教育講座の開設数についてですけれども、個々の事業内容成果のところ、どの地区でどういう内容とかですね、今後は詳しく表記をさせていただければと思っております。

それから、60ページ目の下段、さいかい市民ミュージアムの創設についてです。こちらにつきましては、先ほど教育総務課長から説明がありましたけれども、この目標を立てる時には、さいかい市民ミュージアムの創設ということで計画を立てておりましたけれども、現在本市の方針として、既存の施設の長寿命化を図っていくということで、新たな箱物等については極力建設をしないという方針が出ておりますので、ここについては、今後仕様等の見直しも行っていきたいと思っております。

それから、66ページですけれども、未加入の団体はゴルフ、水泳、ソフトテニスの団体が未加入の団体となっております。代表者の方と話をしながら、体育協会等への加入を進めていきたいと思っております。

○教育総務課長

先ほど指標の関係で私が答弁をさせていただいたんですが、補足して説明させていただきたいと思います。成果指標については、例えば、ご指摘があった48ページの家庭教育講座開設については、平成30年度において4講座という設定がされております。これは実績として4講座開設をしているんですが、この指標の根拠ですね、こういった思いで、こういった指標を設定しているのかということについては分かりにくいと思いますので、次期計画の見直しの際には、この指標の根拠ですね、例えば市全域で4講座を開設する目標にしているのか、あるいは計画的に地区を区切って設定をした講座数とするのかということについては、分かりやすいような形でですね、根拠について表記をするなど整理をすべきかなと考えておりますので、いただきましたご意見については、次期計画の見直しの際に参考とさせていただきたいと思っております。

○北島委員

はい。ありがとうございます。補足を聞かせていただいて、伝わったのかなと思えました。まさに、教育委員会として市全体を見た時に、拠点ごとに例えば4講座開いてそこに近くの皆さんが集まっていたかいたかですね、そういった思いであればこれが4講座とか3講座とあったら分かるのですが、公民館だけでもかなりの数があるわけじゃないですか。その中で3講座というのが、町ごとに1講座というのも消極的だなと思ったものですから、今のような形で考えていただければなというふうに思います。他の分についても承知しました。スポーツ加入については、例えば21団体を継続ではなくて、例えば24にするということであればですね、最大数を入れるということもご検討されてもいいのかなと感じたところです。ご検討よろしくをお願いします。

○教育長

他に質疑ありませんか。

○寺本委員

先ほど、総務課長さんが言われたように、来年ちょうど見直しの時期が来てるというこ

とで、現状と合わないところは早期に見直しをして取り組まれると効率的というか、意欲も湧くかなと思うので、ぜひそういう方向で進めていただければと思います。

それから、ミュージアム構想の中で、箱物は現状増やさないという実状はわかります。今も取り組んでいただいているのですが、やっぱり、学芸員の確保と育成というのを継続して、大切にさせていただくとありがたいなと思います。講座も持ってくださいるので、現状はありがたいと思いますが、後退しないようお願いしたいと思います。

お尋ねしたいのは、前回から2人の先生に所見をいただいています。まず、有川先生の4ページの(3)市民総ぐるみで取り組む教育力の向上ということで、その最後のところに、「地域の特性に応じた家庭教育学級の在り方について所管課でも検討し、各団体の助言をお願いします。」とあります。大切なことだなと思います。今、具体的に聞かれてもすぐにはこれですと言えないのかもしれませんが、もし考えられることがあれば、方向性だけでも教えていただければと思います。

それからもう1点、(4)の安心して学べる教育環境の構築というところですね、遠距離の子どもに対して配慮すべきだということが指摘されているかと思います。それについて、今後何か考えられることがあれば教えていただきたいと思います。

○社会教育課長

まず1点目の地域の特性に応じた家庭教育学級の在り方についてということですが、今ここで答えできるようなことは考えておりません。ここについては持ち帰って研究をしたいと思っております。

2点目の放課後子ども教室については、西海東小学校と大島東小学校の2校で実施をしているところです。学校に通学した後のことになりますので、遠距離等については通常の登下校と変わらないものだと思っております。土曜学習については場所を設定する時に、市内各地を回るような形で決めております。それぞれ実施するところに集まっていただくような形にしておりますので、そこまではどうしても保護者の方の送迎が必要になってくるんですけども、できるだけ1か所に集中しないようにですね、市内全域にわたって対応ができるような形で取り組んでいきたいと考えておるところです。

○寺本委員

ぜひお願いいたします。地域の特性に応じた家庭教育学級の在り方の検討については、具体的には今のところないとおっしゃっていましたが、現在、は・あ・と・ふ・る運動が展開されていますが、やっぱり学校関係というか、社会教育関係のところでも全市を挙げてというふうになんてないですね。全市を挙げては・あ・と・ふ・る運動について、まずは言葉だけでも全市民が知っているくらいの展開をお願いしたいなと思います。以上です。

○川南委員

質疑というよりも、所見を読ませていただいて、●●先生については、現状実施しているものを更に伸ばしてという意見ですが、●●先生はもっと上を目指せと言われてるような感想を持ちました。学校教育に関しては特に感じることもなかったんですけど、やっぱり社会教育というか生涯学習について、やっぱり少し西海市の現状を踏まえたところで、全域に広げるなど、もっとやっていかなきゃいけないのかなという感想を持ちました。それから図書館についても、本を借りに行くだけ、本を読みに行くだけ、調べに行くだけの

施設じゃなくて、公開講座を通して、いろんな方向から興味を持ってもらいたいところです。ミュージアム構想の中で、既存の施設を活用してというご説明がありました。既存の施設を活用するならば、その活用方法についての研究をもう少ししていただいて、より良い利用ができるように、図書館に限って言えば、本が好きな人だけではなく、いろんなところに興味を持った人の集客もありつつ、そしてその中で本は利用できるようにという連携というか、そういうのも踏まえた上での見直しをお願いします。寺本委員から出ましたけども、やっぱり現状にそぐわないところ、それから、これから求められるところはいろいろあるかと思いますが、そういうところも踏まえての見直しをお願いしたいと思います。

○村山委員

家庭学習時間の確保もですね、●●先生の所見にありますように、家庭学習時間の達成状況は大きな成果が見られず課題であるとなっています。数字で評価をするのが分かりやすいとは思いますが、やはり継続することが大事だと●●先生もおっしゃっておられました。時間での評価ではなく、何かまた違った評価の仕方をしたり、なかなか達成出来ないということで視点を変えて、しっかり考える必要があるのかなと思いました。

●●先生の所見でも、家庭学習や放課後学習などは学力向上に大きく寄与しますということで、学力向上に大きく関係はしてきます。それでも、学校教育がやはり楽しくないと放課後学習にもつながってこないと思うので、家庭学習を充実させるためにも、やはり事業内容等もしっかり考えていただきたいです。

また、西海市の大きな課題は遠距離通学や交通手段が恵まれてないという部分なので、そこも、行政と連携しながら、教育委員会も整備をしていただきたいと、本気で取り組んでいただきたいと常に思っております。

1番最初に北島委員さんが質問した中で、課長が答えられた66ページの上段の加盟団体のところで、私があんまり理解してないのもあるんですが、未加入の競技団体にソフトテニスがあったと思うんですが、私の知る限りではソフトテニスの社会体育団体はあると思うんですね。西海市内でそういう実際に存在しているけど加盟してないというような団体に対して、呼びかけはされているのかどうかというところが気になったので教えていただきたいと思いました。よろしく願いいたします。

○社会教育課長

社会教育課としては、未加入団体に対して強く体育協会に加入してくださいという促進は現在のところ行っておりませんが、体育協会から加入してくださいというような話はさせていただいているところではあります。

○学校教育課長

家庭学習の時間については、懸案事項で、実際に子どもの学校で取り組んでいる実態とずれた目標値設定がなされているというところがありますので、そういった現場の状況を見据えると同時に、あくまで最終的な目的は、子どもの生きる力を育む、能力や個性を伸ばすということですので、その目標達成に至る具体策の指標として、適切なものになるように改めて見直しを進めていきたいなと思っております。

○村山委員

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それと、来年度に大幅な見直しをされるということなんですが、どのような進め方をされるのか教えていただきたいのですが。

○教育総務課長

教育振興基本計画の策定につきましては、教育委員会の諮問事項になりますので、教育委員会から、教育振興基本計画の改定について諮問していただくような形になります。委員会の構成につきましては、関係する学校の関係者の代表であるとか、生涯学習関係の団体の代表であるとか、保護者の代表であるとか、そういった方々で構成して、見直しをするようなことになります。具体的には、前期の計画として、毎年度こういった自己点検・評価をしておりますので、この内容についても、その委員会の中で提示をいたしまして、改善するしなければいけないところを含めて進めていくことになります。また、全体的な国の動きや県の教育振興計画も参考にしながら計画の見直しを行うといった予定にしております。来年度につきましては、市の総合計画についても前期計画が終わる予定になっておりますので、その見直し作業も併せて行うと聞いております。そこと歩調を合わせながら、計画の見直しについて進めていくということで計画しているところです。

○北島委員

まず、ちょっと今のやりとりに関連してなんですけれども、皆さん教育の専門でもありますし、私が言うようなことでもないんですけれども、今、民間企業ではですね、職員教育というところで、1970年代以前、我々世代といいますか、そこは全く変わってるんですね。変えないと伝わらないということもあって、例えば小学生の皆さんとかになればもっとだと思えるんですね。それに対して様々な研究も行われていらっしゃると思いますので、ぜひ、今、家庭教育の話とかもありましたが、親の世代へのアプローチも含めて、これまでのやり方も全く違うことになるのだろうというふうに理解していますし、最近コロナで世界的な地勢の皆さんがですね、お話をされていますけれども、それらを受け止める子どもの力というの、例えば高校生とかですね、拝見すると、我々が想像出来ないようなことや受け止められないような概念を持っていたりとか、ある意味希望も見えるところもたくさんあって、ぜひ、いろんな知見を先取的に取り入れていただきながら、小さな市だからこそできる試みもあると思いますので、頑張ってくださいなと思っております。

全体の話になりますけれども、計画の見直しもありますし、教育長も代わられたタイミングでもあるので一言、この仕組み自体について、意見と質問をさせていただきたいと思っています。この自己評価も毎年こういう形でいろいろと意見を言わせていただいて、毎回、いろんな見直しや改善をしていただいて、非常に今年は特にこの経過的な事業の評価も出していただいて、毎回そういった努力を見せていただいているところなんです、このそれぞれの項目の計画達成に対しての日常業務との連動はどうなんだろうと思うわけですね。例えば、うちでいえば、職域ごとに安全対策や地域交流であったり、様々な介護目標も含めてなんですけれども、分野ごとに目標を持っています。当然ですが、毎月その目標に対してチェックをしてもらっているんです。そして、半期に1回、見直しもするというのをやっているんですが、それでも追いつかないので、今後、10日に一回の見直しにしようかと話しているところです。例えば、職員が、これだけの項目に対して、目標というものを日常の業務の中で意識できるような仕組みとか、そのPDCAのチェックと修正という機能が日常の業務の中にあるのかどうか教えていただければというところです。

○教育次長

この計画がすぐに日常の業務に反映されていくというようなところは、多分に薄いかなという反省を今頭の中でしたところでは、私たちの日頃の進め方としましては、月2回、班長以上の会議を開きまして、年間の計画を出し合ひまして、意見をすり合わせながら、各課、連動する事業も多々ありますので、そういった中で調整を図っているという状況です。班長さんから下の職員に周知していただいて、事業を進めていくという体制をとっております。その中で、やはり今言われたようなこの目標に重なる部分は、あるんですけれども、やはり少し意識が薄くなってしまっている目標もあるかと思っておりますので、そういったところは今のご意見を参考に再チェックをさせていただきながら、なるべく連動するような形で進めていきたいというふうに思ったところでございます。以上です。

○北島委員

やはり日本人が弱いのはP D C AのC Aを回せないというところだと思います。計画は立てて実行するけども、それで終わりということですね。やはり評価の分野でもあるし、当然、教育基本計画とも連動してくるので、全部達成しないといけないですよ。できるだけじゃなくて、100%です。そうすると、これを達成するためには、各職員の業務に落とし込んでいって、抽象的な目標ではなく具体的なものをつくるしかないんですよ。それを、2週間に一回チェックされて、次長のところに上がってくるとなれば、その進捗状況が全項目に対して管理できることになるんですよ。結果的に、目標の修正というのも逐一できるようになると思います。だから少しまた時間がかかるかもしれませんが、P D C AサイクルはやはりCがあって初めて機能するものだと思いますので、やりっぱなしにならないような形でですね、年に一回こうやって評価を見させていただいていろいろ言ってるわけなんですけど、細かな軌道修正をしながらここに至ったというのがあれば、もっと充実したものになってくると思いますので、叱咤激励という意味で受け止めていただければと思います。

○寺本委員

先ほどから出ている学力向上のことで、例えば24ページの上の段に家庭での学習時間の内容について触れてあります。ただ、先ほどから話題になっているように、土曜学習とか放課後子ども教室とかそういうものが恐らくここにカウントされてないと思うんです。子どもたちにすると、土曜日にそういうところに学びに行くと、この課題と方向性の中にあるように、キャリアというようなことと結びついてくる学習をしたいと思います。そういうものに行けば、おのずと時間を使ってしまうわけですから、もちろん学力として、点数として表れるものもありますけど、もう一つ、そういう学びの時間も、学校外で子どもたちがしているということですから、家庭内だけの数字で見えていくとどうしても厳しいんじゃないかなと思いました。また、見直しの時にでも参考にさせていただければと思います。

○川南委員

北島さんがおっしゃるように、P D C Aの計画まではうまくいっても、それを反省して評価につなげて実践ということを繰り返していかないとはいけません。学校教育は、その専門性を捉えたところで専門家の指導を受けながらうまくいく部分が多いと思います。社会教育課において、学芸員もいるかとは思いますが、数も少ない。生涯学習においても、リードできる人が必要となってきた。それなのに、専門性が必要な割には、配置替えの

ペースが早く、係がなれた頃にはもう次に行っていしまいます。以前回答いただいた時に、いろんな職場を網羅するというお話もあったかと思いますが、やはり社会教育の専門家は必要になってくるんじゃないかなと思います。社会教育においては、図書館教育、生涯学習、公民館教育も含め、もっと発展させられる部分がたくさんあると思うのに、それを指導する方がいらっしやらない。いつかも寺本委員から話が出ましたけども、マネジメントできる人材の育成にも力を入れながら、計画がうまく実践されて広がっていく方法が必要じゃないかなと思っていますので、計画の見直しの時はそのところも含めてよろしくお願ひしたいと思います。

○教育次長

貴重なご意見ありがとうございます。専門的な人材の継続性といったところも課題であるという意見をいただきました。社会教育課の職員ですね、みんなほんとに頑張ってもらってます。一生懸命やってもらってですね、土日の事業であるとか、今年度はコロナでいろんな事業が出来なかったという面はあるんですけども、本当に時間外にも頑張って、成果的なものは十分達成しているかなと思っているところなんですけれども、やはりそういった学芸員や主事ですね、そういったところはやはり、長年柱となる人材も必要かなと思いますので、そういったところは、総務課の人事班とですね、話をしながら、要望をしながらですね、置いてもらうような話もしておりますので、良い方向に動くような形で考えていきたいと思っております。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第54号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第54号 令和元年度西海市教育委員会自己点検・評価について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第58号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」

○教育長

日程第2「議案第58号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

改正の部分につきましては、3ページ以降の新旧対照表のご説明をさせていただきたい

と思います。まず、3ページでございますけれども、西海市崎戸温水プールという名称と所在地が削除ということになります。それから、4ページに入りまして、施設使用料の施設、区分、単位、金額が削除ということになります。それから5ページに入りまして、専用使用料ですね、こちらについても施設、区分、単位、金額の温水プールの欄が削除ということになります。続きまして6ページになります。これは附帯施設使用料ですね、こちらについても崎戸温水プールについて記載がありますので、削除ということになります。附則としまして、この条例は令和3年1月1日から施行するという事で整理をしております。7ページにはこの改正のポイントということでまとめておりますけれども、目的としましては、休止中となっている崎戸温水プールの有効利用を行うため施設の廃止を行うということです。施設としてはもう再稼働しないというような方向になりましたので、この条例から外すということになっております。ポイント2として廃止後の活用をどうするのかということですが、周辺の土地を含めまして公募を行い、事業者を募り売却をして市の財産をそのままにしておくというわけではなくて、民間業者等に有効活用していただいて、市の財産の有効活用を図るという方向で考えております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第58号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

こういった計画が考えられている背景を知りたいと思ったのですが、まず、市としては再開はしない、ただし、活用したいということで公募を行うわけなんです。それは想定としてはどういう想定をされてるのか、改修してプールとして指定管理し、民間にやっていただきたいのか。それとも土地を含めて活用されたいと思っているのか、またそういう何かお話が出てきているのか。また、広報をするにあたって、改修や解体を含めた、予算的なものがどの程度必要になるのか、そのあたりの背景を教えてください。

○教育次長

崎戸温水プールについてはダイヤソルトさんからですね、具体的に平成28年度に一度お話が来ております。建物はそのまま活用して、プール部分で洗浄作業を行うためにそのまま使わせてもらえないかと。それから駐車場として土地も活用したいという話がありました。その時点では一旦金額面で没になっておったところです。その時点ではまだ崎戸温水プールを完全に廃止するというふうな議会での表明もしておりませんでしたので、そういった金額面と方向性でまだというところでした。ただ、昨年度の一般質問の中で、崎戸温水プールを再稼働するという方向性はあるのかというご質問に関して、市長のほうから、もう老朽化が著しく、施設として温水プールはもう再稼働しないという表明をしました。その後押しもありまして、もう一度ダイヤソルトさんからお話がありました。その中で金額面と再評価をしまして、協議をしているという段階でございます。ただそういったところで公募というのが基本的な姿勢ですので、そういった見込みがあるにしても公募の形をとります。ただ、協議次第でどうなるか分かりませんし、決定もしておりませんが、使用しないということになっておりますので、条例から落とすという作業を先にさせていただきたいというところでございます。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第58号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第58号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第59号 幼保連携型認定こども園の設置に係る意見の申し出について」

○教育長

日程第3「議案第59号 幼保連携型認定こども園の設置に係る意見の申し出について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2ページの参考条文については、定例教育委員会で可決いただいた条文ということになります。3ページにおいては、こども園の設置に係る正式な市長名での教育委員会に対する意見聴取の文書の写しということになります。4ページ、5ページがその条例案になりますが、今回、浅山課長初めこども課の職員に出席していただいておりますので、条例案の要旨をですね、説明していただきたいと思います。

○こども課長

条例案について説明をさせていただきます。4ページ目から条例案が掲載されていますのでご覧ください。まず第1条の設置ということで、西海市は幼保連携型の認定こども園を設置することを規定しています。第2条ですけれども、施設の名称を西海市立大島こども園とします。位置については、現在の大島幼稚園の所在地となっております。また第2条の第2項で、定員は規則で定めるとしてありますけれども、現在の想定は85名で考えています。10月1日現在の大島幼稚園と間瀬保育所の入所児童の合計が77名ですので、多少余裕を持って85名と設定しているところです。第3条に開園時間と休園日が記載されておりますが、開園時間については現間瀬保育所の開園時間と同じく、また休園日についても、同じような規定となっております。第4条に、認定こども園における事業の内容について規定しています。第1号には教育と保育、第2号では時間外保育、それから第3号では一時預かり事業、第4号では子育て支援事業を行うとしてあります。第5号で市長が必要と認める事業についても実施すると規定しております。5ページ目に移りますけれども、第5条で保育料についての規定をしてあります。保育料の額については、第2項に、規則で定めるとしてありますけれども、基本的に西海市の保育料というのは、私立も含めて共通の金額となっておりますので、西海市内で統一された料金となります。ちなみに3歳以上

児については、昨年の10月から全額免除ということで、国の幼児教育無償化の政策でも無料となっております。第6条ですけれども、時間外保育や一時預かりについての料金の規定です。こちらも規則で定めるとありますが、こちらは現間瀬保育所の料金と同額を想定しているところです。具体的には、延長の預かりについては、30分当たり50円。それから、一時預かりについては1日1,800円といったところになります。第7条ですけれども、保育料の還付について、市長が特別の事情がある場合は保育料の還付をすることができるとしています。第8条から第10条については、教育、保育、それから時間外保育、一時預かり事業についての利用の承認の規定になっています。第10条については利用承認の取消し等について、第1号から第7号まで規定しているところです。11条にはこの条例で定めるもの以外について、必要な事項については規則で定めることを規定しています。それから附則について、条例の施行日ですけれども、来年の4月を予定しております。それから、第2項については、条例の施行前の準備行為について規定しているところです。第3項については、この条例の施行に伴い、間瀬保育所を廃止する旨の規定になっております。第4項については、大島幼稚園について廃止するというので、西海市立幼稚園設置条例、西海市立大島幼稚園預かり保育条例の廃止について規定しているところです。

追加で資料を配らせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。条例だけでどういった施設ができるのかですね、分かりにくいかと思いましたが資料を用意させていただきました。写真はイメージ図にはなりますけれども、大体このような建物が建つものと想定していただければと思います。構造については木造平屋建て延べ床面積が945.75平米、敷地面積は現大島幼稚園の敷地と同じです。新園舎の設計コンセプトということで、このようなコンセプトの下コンペをいたしまして、このデザインを選定したところです。今年度、新園舎と園庭の整備工事を行います。来年度の4月1日に幼保連携型認定こども園の開園予定です。これから2年間は市の直営で行いますけれども、令和5年度については、公私連携型の幼保連携型認定こども園ということで、指定管理のように市が関与しつつ、民間が運営するというので予定しております。それから5年後の令和10年度において、完全民営化というような計画になっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○教育長

ただいま、議案第59号の説明がありました。質疑ありませんか。

○川南委員

4月1日に開園で、工事は3月31日に終わるとということで、それに伴い学期というものもあると思いますが、年間3つに区切って3学期制で実施する予定ですね。その時に、第3条で休園日の設定がありますが、1月2日から始まっていますね。年度を4月からとするのであれば、休みの文章も4月からあるといいのかなと思いますが、お尋ねしたいところです。学校教育とは異なるかと思いますが、ちょっとそここのところ、年度と休みの設定の仕方が少しずれているんじゃないかなと思いましたので教えてください。

○こども課長

はい。これは条例をつくる上での決まり事として、暦どおりの順番で書くようになっておりますので、1月から記入するというので、ご指摘のとおりずれていることにはなりませんけれども、こういった決まりということでご理解いただければと思います。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第59号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第59号 幼保連携型認定こども園の設置に係る意見の申し出について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第60号 幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に係る意見の申し出について」

○教育長

日程第4「議案第60号 幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に係る意見の申し出について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページは意見の聴取についての公文書ということになります。下段になりますが、①教育及び保育の理念・方針、②各年齢の目標及びねらい、③年間行事予定というようなところになっております。4ページ以降から教育及び保育の理念方針等になりますが、こちらでもこども課のほうから要点を説明していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○こども課長

4ページ目以降について説明をさせていただきます。新たな認定こども園における教育と保育の内容ですけれども、まず理念方針です。1番上に書いてあるように、一人一人の子どもの人権や主体性を尊重しながら生きる力の基礎を培い、心身ともに健やかで感性豊かな子どもの育成を目指すこととしておりまして、そのための具体的な方針が1と2で示されているとおりでございます。また、これを実現するために、家庭との連携や地域との連携、それから、めざす子ども像、めざす職員像、関係機関との連携や子育て支援の在り方などを記載しております。教育及び保育の目標ですけれども、望ましい環境の下で、子どもの遊びや生活を通してということで、1から4までのことを規定しているところがございます。これを年齢ごとに落としたところがですね、5ページ目になってきます。0歳から1歳未満児までについては、項目がですね生命の保持から情緒の安定、健やかに伸び伸びと育つ、身近な人と気持ちが通じ合う、身近なものに関わり感性が育つ、食育といった5つの分野で目標をそれぞれ定め、年齢に応じた教育や保育を展開することとしております。また1歳から5歳児までについては、この分野を更に細分化しまして、健康、人間

関係、環境、言葉、表現といった分野において目標を定めて、教育と保育を実施していくこととしております。次に6ページ目ですけれども、年間の行事予定になります。大きな行事は4月の始業式、入園式に始まりまして、誕生会をほぼ毎月実施したいと考えております。また、季節の行事として6月には七夕づくりですとか、7月のプールの指導、それから、9月には運動会、12月には生活発表会と書いてありますけれども、遊戯会のようなものです。また、3月には卒園式、修了式等を予定しております。健康に関しては、毎月身体測定等を実施し、5月に内科健診、歯科検診などを予定しております。安全に関しては、毎月避難訓練を行いますけれども、避難訓練の内容も、消防署立会いの下、訓練ですとか、津波等の地震に備えた訓練等も予定しているところです。また交通安全教室等も適宜行っていく予定としております。食育と交流については、すぐ隣が大島東小学校となっておりますので、東小学校との交流などを中心に、地域の行事等への参加などについて積極的に行っていきたいと考えているところです。

○教育長

ただいま、議案第60号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

質問というよりもお願いといいますか、要望的なところではあるのですが、それこそまた釈迦に説法になるかと思いますが、幼稚園から改めて市直営のこども園にということで、少し私が聞いている話をさせていただきたいと思うんですが、私も福祉業界ということで、保育団体の会長さんなんかとお会いしたり意見交換させていただきます。そういった中で、保育所では、ここ数年ですが死亡事故があったりとかですね、悲しい事故も多いです。また、保護者の皆様との対応というところも非常に難しいところも多々ありまして、保育所を運営される側としては非常に職員さんのリスクマネジメントの訓練とかですね、もちろん園としての対応能力を高めるということを一生涯懸命されておられます。私は高齢分野ではあるんですが、より高いレベルで取り組まれてるところもたくさん聞いております。そういった中で、十分に事前準備、体制づくりというものをですね、これから更につくっていくかと思うんですが、その辺りのところ、危機管理の部分ですね、しっかりと整えていただいて、未来あるお子さん方を育てていただければなというふうに思っております。

○こども課長

職員の資質の向上といいますか、そういった事故防止等の対策についても年間の研修計画等を策定して、園内の研修であったり、保育会等が主催する研修会等への参加なども行っていききたいと考えているところです。貴重なご意見ありがとうございました。

○川南委員

お尋ねいたします。計画表を見せていただきました。きめ細かに計画を立てていらっしゃると思います。

お尋ねしたかったのは、ほとんどの場合は教育の目標に近づくために、めざす子ども像だったり学校像だったり、教員像だったりがあって、連携しながら取り組んでいくというように、目標やねらいが目指す像より上にあるのですが、この表においてはめざす子ども像があって、下に教育の目標となっております。これはどのように捉えたらいいのでしょうか。

それが1点と、関連機関との連携のところを見せていただいたら、ほとんどが福祉とか障害福祉関係機関とかになっています。幼保小連携といいますか、小学校との連携という

のもすごく子どもの育ちには大切ですので、市教委との連携ですね。福祉部門だけじゃなくて教育部門についての相談に乗っていただけるような連携というのはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○こども課長

はい、この様式については県が定めた様式をですね、認可に関する様式をそのまま利用しています。まず、1番頭にくるのが教育及び保育の理念であって、どのような教育や保育を施設において展開するのかという部分が、1番頭にあるものと考えております。その下に方針とありますけれども、これはその理念を実現するための大きな柱になる。教育保育の施策になってくるものと考えているところです。その中で、めざす子ども像であったり、めざす職員像であったり、教育保育の具体的な目標というものが、この真ん中の大きな部分に書かれているということで、めざす子ども像、めざす職員像、教育及び保育の目標といった3つの項目がですね、お互いに作用しながら、1番上の教育及び保育の理念、方針を実現していくといった構成になっているのかなと私なりに理解しているところです。

それから、関係機関との連携の部分ですね、確かにここには右側の関係機関との連携の部分には書いていないんですけども、左下の地域との連携の部分で、小中学校や高等学校との交流体験行事の参加といったところで、小学校との交流というのをですね、大きく捉えているところがございます。また、教育委員会等との関係につきましては、認定こども園の教育や保育の内容について、必要に応じて教育委員会からの助言等をいただくようにしたいと考えております。

○寺本委員

行事予定表を見ての感想ですが、遠足だとかウォークラリーとか、よく歩かれるなと思いました。健康保持や体力づくりのためにもいいことかなと思います。お尋ねしたいのは、1月の大学との交流はどういったものと考えられているのか教えてください。

○こども課長

はい。この明星大学というのは、大島地区の高齢者の方々の集まりでして、そういった老人クラブみたいな団体との交流も考えているところです。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第60号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第60号 幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に係る意見の申し出について」は、原案のとおり可決されました。

ここで、議案第59号及び60号の説明員として出席した、こども課及び大島幼稚園の職員

の退席を求めます。

日程第5「議案第61号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（教育費補正予算第5号）」

○教育長

日程第5「議案第61号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（教育費補正予算第5号）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

（議案朗読）

2ページと3ページになりますが、補正予算額で金額が上がった部分についてご説明をしたいと思います。まず、10款教育費の1項教育総務費でございますが、2目の事務局費で299千円の増額となっております。主な内容としましては、教育振興基金積立金の増額です。これは30万円の寄附金でございます。子どもたちの教育に役立ててほしいという意向でしたので、まず教育振興基金に積み立てるということで考えております。なお、今後の予定としましては、教育委員会としては令和4年4月から大島東小学校を校舎として統合した新しい小学校が新設されますので、それに合わせまして、図書室に図書を購入してはどうかという考えを持っておりまして、その方向で考えていきたいと思っております。それから3目の教職員住宅費で、2,000千円の増額です。これは教職員住宅管理費の増額になります。9月の台風被害で様々な被害を受けまして修繕を行いました。今後の修繕費の不足が見込まれますので、その分を増額するというものでございます。

次に2項の小学校費の3目学校建設費でございますが、54,615千円の増額で、崎戸小学校屋内運動場解体事業の増額となっております。こちらのほうは後ほども出てきますが、繰越事業で継続して行い、来年6月末までの解体を予定しております。

次に6項の保健体育費でございます。2目の体育施設費で24,268千円の増額です。内容としましては、事務局体育施設管理費と、大瀬戸総合運動公園施設等整備事業の増額ということで、こちらにも9月の台風被害で様々な体育施設の修繕を行っています。年度での不足を見据えまして、その分の増額を計上するということです。大瀬戸総合運動公園の体育館におきましては、大規模な雨漏りが発生しました。その分につきまして、屋根の改修費を増額するというものです。合計しまして81,182千円の増額ということで計上させていただくということでございます。

次に4ページでございますけれども、これが11款の災害復旧費でございます。3項の文教施設災害復旧費ということで挙げさせてもらっております。1目の公立学校施設災害復旧費は、25,453千円の増額です。内容としましては、平島中学校の屋内運動場が台風被害を大きく受けまして、こちらのほうは災害復旧費の対応ができるのではないかとということで、こちらに上げさせてもらっております。2目の社会教育施設災害復旧費でございます。34,736円の増額ということで、同じく台風被害でございますが、崎戸中央公民館の復旧工事費関連での増額ということで計上しております。災害復旧費としましては60,189千円の増額ということです。

5ページには繰越明許費を記載しております。追加で先ほど申し上げました、4施設について、なるべく早くということで繰越事業として今年度から来年度まで、台風が来る前

までの復旧を目指してるところでございます。

1点訂正がございます。4ページでございます。1目で公共学校施設災害復旧費となっておりますが、申し訳ありません、公立学校です。併せて右側の主な内容の欄のところも、公立学校というふうに訂正をしていただきたいと思います。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第61号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第61号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第61号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育費補正予算第5号)」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

6. その他

各課報告(資料により報告)

次回の定例教育委員会：12月24日(木)午後1時30分～

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。(午前11時40分閉会)